

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2025年01月27日

太陽光発電施設の設置予定場所	駒ヶ根市赤穂16571-2 他5筆
----------------	-------------------

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
該当土地に擁壁を入れるという説明があったが北側はどうする？ 勾配が下がっていると思うが。	参加者質問	北隣の既設の発電所にぶつけるイメージです。擁壁なしですぐわきにフェンスを立てます。 北側敷地内に駒ヶ根市の水路が走っていたが、今回発電所の建設に当たって既存の水路の土地を確定し、北側の水路土地を交換していただき地主様名義にしました。
管理会社鈴鹿だが、草刈りも鈴鹿が対応されるのか？	参加者質問	ご理解の通りです。

条例施行以前の説明会の意見回答書

浸透池に対する第3者機関の調査と結果	参加者質問	赤穂16571-2、16571-1の2箇所についてボーリング調査を行いました。 第三者機関の調査結果を参照ください。
20年後30年後にも機能が保証されるように定期的に検査をしてほしい。	参加者意見	定期的な検査は不要です。 何万年もの間できた地層であり、それが数十年で変化はしません。
20年後30年後の除草剤での問題がある場合がこりうるのではないかと	参加者意見	除草剤は「ラウンドアップマックスロード」を使用します。農業用です。 それ以外の草は仮払い機で処理をします。

事業を廃止する場合に地域の皆さんに説明してどのような事業が次に展開されるのか	参加者質問	想像しますが現実的ではありません。 ・この土地を地域や駒ヶ根市が別用途で使用するために立ち退く場合。 ・発電方法の画期的な技術開発で太陽光発電が不要になる場合。 ・太陽光発電より、農地とか工場用地が優先に必要な場合。 ・地域に人が住めないほどの災害や事故が発生した場合。 ・弊社が倒産してしまう場合。
地域の皆さんと事業主が連絡できる体制は作ってもらえるとありがたい。	参加者意見	・景観形成の協定に明記されます。 ・太陽光発電所の看板に明記されます。 ・企業として対応窓口を設けております。
平面の高低差を図面に入れてくれませんか	参加者意見	土地の高さを約10m間隔で調査し図面化しました。
隣のところの発電所はコンクリートで周りを作ってフェンスを立ててある。外観上はきれいなのでそうしてもらえませんか？	参加者意見	道沿いの南側、東側に擁壁を作りフェンスを立てる構造にしました。北側発電所と同様にします。」
洪水調整池の基準を県の基準で30年確率でやってください。	参加者意見	県の基準で30年確立で計算します。
2週間にいっぺん工程会議を開き現地を見てもらってください。	参加者意見	2週間に1度現地を見ていただくようにします。